当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、平成30年10月29日付け最高裁判所事務総局経理局長公示「競争参加者の資格に関する公示」別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係（〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２　電話03－3262－0109）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑾　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⑿　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of expenditure of the procuring entity : UJIMOTO Atsushi, the obligated officer, Director-General of Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan

⑵　Classification of the procurement : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Architecture for a new courthouse of Akita Branch of Sendai High Court, Akita District Court, Akita Family Court and Akita Summary Court

⑷　Term for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : Between 9 : 00 a.m. and 5 : 00 p.m., From October 23, 2020 to November 12, 2020 (except for holidays)

⑸　Time-limit for the submission of bids by electronic bidding system : 1 : 30 p.m., January 29, 2021 (bids by mail must be received by 1 : 30 p.m., January 29, 2021)

⑹　Contact point for this notice : Contract Section, Construction and Repairing Division, Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan, TEL 03―3262―0109

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和２年10月23日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本部長　田島　満信

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　諏訪団地基本設計・工事費算定設計業務

⑶　業務内容　諏訪団地における基本設計及び工事費算定設計等

※本業務は、ＢＩＭの活用を前提とした設計図書の作成及び納品等の試行実施である。

⑷　履行期限　令和７年３月14日

一次指定工期（基本設計・工事費算定設計・積算完了）：令和４年１月31日

二次指定工期（一団地認定申請資料作成及び申請補助業務）：令和４年６月30日

2　参加資格　技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。また、⑶にあげる基準を満たす予定管理技術者、予定主任技術者を当該業務に配置できること。

⑴　単体企業

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

②　当機構東日本地区における令和元・２年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。

③　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

④　下記に記載する業務においていずれか１件以上の実績（再委託による業務の実績を含まない）を有すること。ただし設計共同体での実績は、出資比率が50％以上のものに限る。

・平成22年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積3,000㎡以上の共同住宅（告示98号別添２建築物の類型六　共同住宅）の建築実施設計業務（※実施設計業務には工事費算定設計業務も含むものとするが、調査業務は含まないものとする。）

・平成22年度以降において受注し完了した延床面積3,000㎡以上の建築物のBIMを活用した実施設計業務※（※受注者の任意で作成したものも含む。（ＢＩＭモデルは実施設計の一般図に必要なＢＩＭモデルを目安とする））

⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「当機構で使用する標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）

⑵　設計共同体　⑴に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月23日付け東日本賃貸住宅本部長公示）に示すところにより、東日本賃貸住宅本部長から当業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

⑶　配置予定技術者

①　管理技術者は一級建築士の資格を有し、実務経験13年以上かつ上記⑴④に示す業務の内いずれかの実績を有するものであること。（再委託不可）

②　意匠主任技術者は一級建築士の資格を有し、実務経験８年以上かつ上記⑴④に示す業務の内いずれかの実績を有するものであること。（再委託不可）

③　構造主任技術者は構造設計一級建築士の資格を有し、実務経験８年以上かつ上記⑴④に示す業務の内いずれかの実績を有するものであること。（再委託可）

④　機械主任技術者は設備設計一級建築士もしくは建築設備士、技術士（衛生工学部門）いずれかの資格を有するものであること。（再委託可）

⑤　電気主任技術者は設備設計一級建築士もしくは建築設備士、技術士（電気電子部門）いずれかの資格を有するものであること。（再委託可）

⑥　管理技術者は主任技術者を、また各主任技術者は他の分野の主任技術者を兼任できない。

⑦　参加表明書に記載された管理技術者、主任技術者及び担当技術者については、変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、当機構が認めた場合はこの限りではない。

⑧　予定技術者の雇用関係　配置予定の管理技術者、意匠担当の主任技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において当該業者と恒常的な雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況

⑵　専門分野別の技術職員の状況

⑶　同種業務の実績

⑷　配置予定の技術者の資格、同種業務の実績

⑸　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　提出者の業務経歴等　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、同種又は類似の業務の実績及び専門分野別の技術職員の状況

⑵　技術職員の経験及び能力　配置予定の技術者の資格、同種業務の実績

⑶　業務実施方針及び手法　説明書の理解度、取り組み体制、スケジュール管理